

議案第15号

令和3年度みなべ町一般会計予算

令和3年度みなべ町一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,685,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、800,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当、共済費及び総合事務組合負担金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でこれらの経費の各項の間の流用

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 町税		1,380,332	1,435,804	△55,472
	1 町民税	530,421	573,567	△43,146
	2 固定資産税	709,537	703,914	5,623
	3 軽自動車税	62,774	63,137	△363
	4 たばこ税	67,300	68,530	△1,230
	5 入湯税	10,300	26,656	△16,356
2 地方譲与税		64,000	86,000	△22,000
	1 地方揮発油譲与税	15,000	22,000	△7,000
	2 自動車重量譲与税	35,000	50,000	△15,000
	3 森林環境譲与税	14,000	14,000	0
3 利子割交付金		5,000	5,000	0
	1 利子割交付金	5,000	5,000	0
4 配当割交付金		7,000	7,000	0
	1 配当割交付金	7,000	7,000	0
5 株式等譲渡所得割交付金		5,000	5,000	0
	1 株式等譲渡所得割交付金	5,000	5,000	0
6 法人事業税交付金		3,500	3,500	0
	1 法人事業税交付金	3,500	3,500	0
7 地方消費税交付金		200,000	200,000	0
	1 地方消費税交付金	200,000	200,000	0
8 環境性能割交付金		9,000	7,000	2,000
	1 環境性能割交付金	9,000	7,000	2,000
9 地方特例交付金		13,500	8,500	5,000
	1 地方特例交付金	8,500	8,500	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	5,000	0	5,000
10 地方交付税		3,250,000	3,350,000	△100,000
	1 地方交付税	3,250,000	3,350,000	△100,000
11 交通安全対策特別交付金		1,600	1,600	0
	1 交通安全対策特別交付金	1,600	1,600	0
12 分担金及び負担金		27,587	33,735	△6,148
	1 分担金	4,932	5,245	△313
	2 負担金	22,655	28,490	△5,835
13 使用料及び手数料		87,767	90,062	△2,295
	1 使用料	54,578	54,183	395
	2 手数料	33,189	35,879	△2,690
14 国庫支出金		950,810	773,675	177,135
	1 国庫負担金	514,021	493,009	21,012
	2 国庫補助金	432,960	277,139	155,821
	3 委託金	3,829	3,527	302
15 県支出金		655,585	638,512	17,073
	1 県負担金	303,723	282,275	21,448
	2 県補助金	320,201	328,960	△8,759
	3 委託金	31,661	27,277	4,384
16 財産収入		5,564	6,570	△1,006
	1 財産運用収入	5,554	6,560	△1,006
	2 財産売払収入	10	10	0
17 寄附金		70,002	30,002	40,000

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
	1 寄附金	70,002	30,002	40,000
18 繰入金		739,967	667,517	72,450
	1 基金繰入金	739,967	667,517	72,450
19 繰越金		51,537	1	51,536
	1 繰越金	51,537	1	51,536
20 諸収入		148,749	127,322	21,427
	1 延滞金加算金及び 過料	1,500	1,500	0
	2 町預金利子	1	1	0
	3 貸付金元利収入	854	1,094	△240
	4 雑入	146,394	124,727	21,667
21 町債		1,008,500	1,362,200	△353,700
	1 町債	1,008,500	1,362,200	△353,700
歳 入	合 計	8,685,000	8,839,000	△154,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 議会費		76,568	76,839	△271
	1 議会費	76,568	76,839	△271
2 総務費		787,182	1,240,568	△453,386
	1 総務管理費	644,040	1,095,642	△451,602
	2 徴税費	102,617	104,970	△2,353
	3 戸籍住民基本台帳費	29,278	25,436	3,842
	4 選挙費	9,750	8,980	770
	5 統計調査費	1,167	5,210	△4,043
	6 監査委員費	330	330	0
3 民生費		2,733,840	2,519,849	213,991
	1 社会福祉費	1,480,746	1,424,016	56,730
	2 児童福祉費	1,253,094	1,095,833	157,261
4 衛生費		582,919	586,401	△3,482
	1 保健衛生費	431,216	436,874	△5,658
	2 清掃費	130,757	132,805	△2,048
	3 水道費	20,946	16,722	4,224
5 農林水産業費		769,040	956,457	△187,417
	1 農業費	668,626	795,505	△126,879
	2 林業費	37,453	95,995	△58,542
	3 水産業費	62,961	64,957	△1,996
6 商工費		88,540	91,504	△2,964
	1 商工費	88,540	91,504	△2,964
7 土木費		1,040,566	995,351	45,215
	1 道路橋梁費	532,740	459,249	73,491

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	2 河川費	5,275	5,157	118
	3 都市計画費	470,818	468,002	2,816
	4 住宅費	31,733	62,943	△31,210
8 消防費		656,399	436,016	220,383
	1 消防費	656,399	436,016	220,383
9 教育費		952,010	837,659	114,351
	1 教育総務費	202,508	193,324	9,184
	2 小学校費	123,026	133,639	△10,613
	3 中学校費	72,579	69,318	3,261
	4 幼稚園費	44,791	41,824	2,967
	5 社会教育費	178,574	170,192	8,382
	6 保健体育費	287,933	190,980	96,953
	7 学童保育費	42,599	38,382	4,217
10 災害復旧費		2	2	0
	1 農林水産施設災害復旧費	2	2	0
11 公債費		987,934	1,088,354	△100,420
	1 公債費	987,934	1,088,354	△100,420
12 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳 出	合 計	8,685,000	8,839,000	△154,000

第2表 債務負担行為

事項	期間	限度額
鶴の湯温泉休養施設指定管理料	令和5年度まで	千円 鶴の湯温泉休養施設の管理に要する経費
紀州備長炭振興館指定管理料	令和5年度まで	紀州備長炭振興館の管理に要する経費

第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業等	千円 100,300	証書借入	5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
合併特例事業	122,600			
緊急防災・減災事業	432,000			
緊急自然災害防止対策事業	4,000			
辺地対策事業	101,600			
臨時財政対策債	248,000	同上	5%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	

議案第16号

令和3年度みなべ町国民健康保険特別会計予算

令和3年度みなべ町国民健康保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,884,983千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 国民健康保険税		549,788	587,387	△37,599
	1 国民健康保険税	549,788	587,387	△37,599
2 使用料及び手数料		150	200	△50
	1 手数料	150	200	△50
3 県支出金		1,186,333	1,208,971	△22,638
	1 県補助金	1,186,333	1,208,971	△22,638
4 財産収入		310	310	0
	1 財産運用収入	310	310	0
5 繰入金		147,198	120,378	26,820
	1 他会計繰入金	137,198	108,078	29,120
	2 基金繰入金	10,000	12,300	△2,300
6 諸収入		1,204	1,204	0
	1 延滞金、加算金及び過料	1,202	1,202	0
	2 預金利子	1	1	0
	3 雑入	1	1	0
国庫支出金		0	1,628	△1,628
	国庫補助金	0	1,628	△1,628
歳 入 合 計		1,884,983	1,920,078	△35,095

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		13,521	12,475	1,046
	1 総務管理費	10,696	10,258	438
	2 徴税費	2,679	2,071	608
	3 運営協議会費	146	146	0
2 保険給付費		1,153,249	1,175,371	△22,122
	1 療養諸費	997,718	1,017,741	△20,023
	2 高額療養費	141,722	143,821	△2,099
	3 移送費	2	2	0
	4 出産育児諸費	12,607	12,607	0
	5 葬祭諸費	1,200	1,200	0
3 国民健康保険事業 費納付金		670,588	682,678	△12,090
	1 医療給付費分	469,484	477,287	△7,803
	2 後期高齢者支援金 等分	136,865	139,143	△2,278
	3 介護納付金分	64,239	66,248	△2,009
4 共同事業拠出金		2	2	0
	1 共同事業拠出金	2	2	0
5 保健事業費		34,802	36,731	△1,929
	1 保健事業費	3,487	6,235	△2,748
	2 特定健康診査等事 業費	31,315	30,496	819
6 基金積立金		310	310	0
	1 基金積立金	310	310	0
7 公債費		1	1	0
	1 公債費	1	1	0
8 諸支出金		2,510	2,510	0

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
	1 償還金及び還付加算金	2,510	2,510	0
9 予備費		10,000	10,000	0
	1 予備費	10,000	10,000	0
歳出合計		1,884,983	1,920,078	△35,095

議案第17号

令和3年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算

令和3年度みなべ町後期高齢者医療特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ335,449千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 保険料		153,517	151,940	1,577
	1 後期高齢者医療保険料	153,517	151,940	1,577
2 使用料及び手数料		21	21	0
	1 手数料	21	21	0
3 繰入金		181,506	187,298	△5,792
	1 繰入金	181,506	187,298	△5,792
4 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
5 諸収入		404	404	0
	1 延滞金、加算金及び過料	3	3	0
	2 預金利子	1	1	0
	3 雑入	400	400	0
歳 入 合 計		335,449	339,664	△4,215

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		2,250	2,237	13
	1 総務管理費	1,484	1,471	13
	2 徴収費	766	766	0
2 後期高齢者医療広域連合納付金		332,699	336,927	△4,228
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	332,699	336,927	△4,228
3 諸支出金		400	400	0
	1 償還金及び還付加算金	400	400	0
4 予備費		100	100	0
	1 予備費	100	100	0
歳 出	合 計	335,449	339,664	△4,215

議案第18号

令和3年度みなべ町介護保険特別会計予算

令和3年度みなべ町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,668,627千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、100,000千円と定める。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 介護保険料		311,168	330,289	△19,121
	1 介護保険料	311,168	330,289	△19,121
2 使用料及び手数料		66	66	0
	1 手数料	66	66	0
3 国庫支出金		411,447	417,457	△6,010
	1 国庫負担金	270,889	273,994	△3,105
	2 国庫補助金	140,558	143,463	△2,905
4 支払基金交付金		423,974	429,915	△5,941
	1 支払基金交付金	423,974	429,915	△5,941
5 県支出金		238,999	243,687	△4,688
	1 県負担金	224,863	230,680	△5,817
	2 県補助金	14,136	13,007	1,129
6 財産収入		40	40	0
	1 財産運用収入	40	40	0
7 繰入金		272,106	268,334	3,772
	1 一般会計繰入金	257,590	268,334	△10,744
	2 基金繰入金	14,516	0	14,516
8 繰越金		1	1	0
	1 繰越金	1	1	0
9 諸収入		10,826	10,708	118
	1 延滞金加算金及び過料	2	2	0
	2 預金利子	1	1	0
	3 サービス収入	10,820	10,704	116
	4 雑入	3	1	2

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比較
歳入	合計	1,668,627	1,700,497	△31,870

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 総務費		39,740	38,468	1,272
	1 総務管理費	24,812	22,796	2,016
	2 賦課徴収費	1,069	1,081	△12
	3 介護認定審査会費	13,659	14,206	△547
	4 介護保険運営協議会費	200	385	△185
2 保険給付費		1,525,384	1,552,845	△27,461
	1 介護サービス等諸費	1,346,754	1,373,102	△26,348
	2 介護予防サービス等諸費	56,905	51,086	5,819
	3 その他諸費	1,143	1,177	△34
	4 高額介護サービス等費	39,838	37,254	2,584
	5 高額医療合算介護サービス等費	5,380	5,380	0
	6 特定入所者介護サービス等費	75,364	84,846	△9,482
3 基金積立金		4,099	17,229	△13,130
	1 基金積立金	4,099	17,229	△13,130
4 地域支援事業費		94,203	86,754	7,449
	1 介護予防・日常生活支援総合事業費	49,908	44,782	5,126
	2 包括的支援事業・任意事業費	44,295	41,972	2,323
5 諸支出金		201	201	0
	1 償還金及び還付加算金	201	201	0
6 予備費		5,000	5,000	0
	1 予備費	5,000	5,000	0
歳 出	合 計	1,668,627	1,700,497	△31,870

議案第19号

令和3年度みなべ町農業集落排水事業特別会計予算

令和3年度みなべ町農業集落排水事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ66,081千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、50,000千円と定める。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金		2	2	0
	1 分担金	1	1	0
	2 負担金	1	1	0
2 使用料及び手数料		14,112	13,871	241
	1 使用料	14,100	13,800	300
	2 手数料	12	71	△59
3 財産収入		50	54	△4
	1 財産運用収入	50	54	△4
4 繰入金		50,914	64,722	△13,808
	1 一般会計繰入金	50,914	64,722	△13,808
5 繰越金		1,000	1,000	0
	1 繰越金	1,000	1,000	0
6 諸収入		3	3	0
	1 延滞金加算金及び 過料	1	1	0
	2 預金利子	1	1	0
	3 雑入	1	1	0
国庫支出金		0	11,000	△11,000
	国庫補助金	0	11,000	△11,000
歳 入	合 計	66,081	90,652	△24,571

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 農業集落排水事業費		29,783	54,355	△24,572
	1 農業集落排水事業費	29,783	54,355	△24,572
2 公債費		35,798	35,797	1
	1 公債費	35,798	35,797	1
3 予備費		500	500	0
	1 予備費	500	500	0
歳 出 合 計		66,081	90,652	△24,571

議案第20号

令和3年度みなべ町公共下水道事業特別会計予算

令和3年度みなべ町公共下水道事業特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ716,910千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の最高額は、200,000千円と定める。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 分担金及び負担金		10,820	6,345	4,475
	1 負担金	10,820	6,345	4,475
2 使用料及び手数料		105,212	100,871	4,341
	1 使用料	105,200	100,800	4,400
	2 手数料	12	71	△59
3 国庫支出金		35,000	37,500	△2,500
	1 国庫補助金	35,000	37,500	△2,500
4 県支出金		1,875	1,750	125
	1 県補助金	1,875	1,750	125
5 財産収入		44	48	△4
	1 財産運用収入	44	48	△4
6 繰入金		440,256	430,676	9,580
	1 一般会計繰入金	440,256	429,276	10,980
	2 基金繰入金	0	1,400	△1,400
7 繰越金		1,000	1,000	0
	1 繰越金	1,000	1,000	0
8 諸収入		4,003	2,703	1,300
	1 延滞金加算金及び過料	1	1	0
	2 預金利子	1	1	0
	3 雑入	4,001	2,701	1,300
9 町債		118,700	113,600	5,100
	1 町債	118,700	113,600	5,100
歳 入	合 計	716,910	694,493	22,417

歳 出

(単位：千円)

款	項	本年度予算額	前年度予算額	比 較
1 下水道総務費		151,815	143,122	8,693
	1 下水道管理費	151,815	143,122	8,693
2 下水道建設費		159,939	154,993	4,946
	1 下水道建設費	159,939	154,993	4,946
3 公債費		404,656	395,878	8,778
	1 公債費	404,656	395,878	8,778
4 予備費		500	500	0
	1 予備費	500	500	0
歳 出 合 計		716,910	694,493	22,417

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 95,800	証書借入	5%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。
公営企業会計適用事業	22,900			

令和3年度 みなべ町水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和3年度みなべ町水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	5,775	戸
(2) 総配水量	1,645,046	m ³
(3) 一日平均配水量	4,506	m ³
(4) 主要な建設改良事業 送配水施設整備費	88,850	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 水道事業収益	311,975	千円
第1項 営業収益	223,202	千円
第2項 営業外収益	88,771	千円
第3項 特別利益	2	千円

支 出

第1款 水道事業費	350,191	千円
第1項 営業費用	332,680	千円
第2項 営業外費用	14,491	千円
第3項 特別損失	20	千円
第4項 予備費	3,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が、資本的支出額に対し不足する額64,505千円は、当年度損益勘定留保資金70,627千円で補填するものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	82,477	千円
第1項 負担金	45,039	千円
第2項 出資金	19,438	千円
第3項 企業債	18,000	千円

支 出

第1款 資本的支出	146,982	千円
第1項 建設改良費	95,604	千円
第2項 企業債償還金	50,878	千円
第3項 予備費	500	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
上水道事業	18,000千円	証書借入	5.0%以内	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、町財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借り換えすることができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、または、それ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 48,892千円
- (2) 交際費 50千円

(他会計からの補助金)

第8条 企業債支払利息等のために充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は 1,508千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、10,000千円と定める。

令和3年3月4日 提出

みなべ町長 小谷 芳正